

第366回兵庫県議会提出議案審査参考資料

1 令和5年度関係

(1) 第149号議案

令和5年度兵庫県病院事業会計補正予算（第2号）・・・・・・・・・・ P. 2

(2) 第163号議案

兵庫県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例・・・・・・・・ P. 4

(3) 第169号議案

損害賠償額の決定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 5

2 令和6年度関係

(1) 第26号議案

兵庫県職員定数条例及び兵庫県病院事業職員定数条例の一部を改正
する条例（関係部分）・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 7

(2) 第89号議案

公の施設の指定管理者の指定（兵庫県災害医療センター）・・・・・・・・ P. 8

(3) 第90号議案

公の施設の指定管理者の指定（兵庫県立リハビリテーション中央病院及び
兵庫県立リハビリテーション西播磨病院）・・・・・・・・ P. 8

病 院 局

1 令和5年度関係

(1) 第149号議案 令和5年度兵庫県病院事業会計補正予算(第2号)

令和5年度補正予算計上予定額の概要

(単位:千円)

事項	令和5年度 現計予算額	今回提案額	財 源 内 訳				概 要	
			国庫支出金	特定財源	起 債	一般財源		
収益的収支	173,675,680	333,023	685,541	303,475	△ 464,400	△ 191,593		
稼動病床数	既決予定量	床	3,934		30	430	4,394	
	補正予定量		0		0	0	0	
	合計		3,934		30	430	4,394	
延患者数	入院患者数 (1日平均)	人	1,150,041 (3,142)		8,476 (23)	137,632 (376)	1,296,149 (3,541)	
			補正予定量	△ 21,427 (△ 58)		△ 92 (0)	△ 10,672 (△ 29)	△ 32,191 (△ 87)
			合計	1,128,614 (3,084)		8,384 (23)	126,960 (347)	1,263,958 (3,454)
	外来患者数 (1日平均)	人	1,766,339 (7,269)		200 (1)	67,329 (277)	1,833,868 (7,547)	
			補正予定量	△ 100,970 (△ 416)		43 (0)	△ 2,177 (△ 9)	△ 103,104 (△ 425)
			合計	1,665,369 (6,853)		243 (1)	65,152 (268)	1,730,764 (7,122)
事業収益	既決予定額	千円	167,797,283		853,471 (2,290,617)	1,105,368 (7,228,606)	169,756,122	
	補正予定額		△ 6,723,055		37,745 (95,702)	△ 98,125 (△ 228,149)	△ 6,783,435	
	合計		161,074,228		891,216 (2,386,319)	1,007,243 (7,000,457)	162,972,687	
	【主な増減理由】 (1) 入院収益 94,828 → 93,385百万円 (△1,443百万円) 延患者数△32,191人 単価+286円 (2) 外来収益 40,206 → 39,483百万円 (△723百万円) 延患者数△103,104人 単価 +946円 (3) 医業外収益 15,295 → 11,239百万円 (△4,056百万円) 新型コロナウイルス感染症空床補償補助金 (R5当初:5,132→R5決見:1,094(△4,038百万円))の減							
事業費用	既決予定額	千円	171,716,841		853,471 (2,290,617)	1,105,368 (7,210,122)	173,675,680	
	補正予定額		393,403		37,745 (82,245)	△ 98,125 (△ 197,197)	333,023	
	合計		172,110,244		891,216 (2,372,862)	1,007,243 (7,012,925)	174,008,703	
	【主な増減理由】 (1) 材料費 47,573 → 48,621百万円 (+1,048百万円) ※棚卸分除き 高額薬品の使用増等に伴う薬品費の増 (2) 経費 27,185 → 28,038百万円 (+853百万円) 急激な物価高騰や人件費増に伴う委託費等の増							
純損益 (棚卸除き)	既決予定額	千円	△ 3,919,558		0 (0)	0 (18,484)	△ 3,919,558	
	補正予定額		△ 6,416,458		0 (13,457)	0 (△ 30,952)	△ 6,416,458	
	合計		△ 10,336,016		0 (13,457)	0 (△ 12,468)	△ 10,336,016	
経常損益 (棚卸除き)	既決予定額	千円	△ 3,326,813		0 (0)	0 (18,484)	△ 3,326,813	
	補正予定額		△ 6,431,534		0 (13,457)	0 (△ 30,952)	△ 6,431,534	
	合計		△ 9,758,347		0 (13,457)	0 (△ 12,468)	△ 9,758,347	

※1 事業費用(県立10病院・1附属診療所)の補正予定額には、令和5年度末の棚卸分を追加予算計上(700,000千円)。棚卸分は、令和6年度に費用化
 ※2 下段〈〉書きは指定管理病院の予算を記載

【県立10病院・1附属診療所経常損益】 (単位:千円)

病院名	尼崎	西宮	加古川	姫路	丹波	淡路	こころ	こども	がん	粒子線			合計
										粒子線	神戸陽子線	計	
経常損益	△ 1,575,811	△ 1,126,283	△ 1,153,068	△ 2,115,207	△ 972,729	△ 607,383	△ 186,702	△ 216,394	△ 454,775	△ 905,022	△ 444,973	△ 1,349,995	△ 9,758,347

(単位：千円)

事 項	令和5年度 現計予算額	今回提案額	財 源 内 訳				概 要
			国庫支出金	特定財源	起 債	一般財源	
資本的収支	45,452,809	△ 19,517,762	0	93,589	△ 19,509,500	23,938	(内部留保資金) △125,789

(支出区分内訳)

区 分	資本的支出	建設改良費	企業債 償還金	投資
既決予定額	45,452,809	33,630,852	11,519,867	302,090
補正予定額	△ 19,517,762	△ 19,406,812	25,860	△ 136,810
合計	25,935,047	14,224,040	11,545,727	165,280

(財源内訳)

区 分	資本的支出	財源内訳			
		国庫支出金	特定財源	起債	一般財源
既決予定額	45,452,809	1	959,199	32,664,300	6,965,784
補正予定額	△ 19,517,762	0	93,589	△ 19,509,500	23,938
合計	25,935,047	1	1,052,788	13,154,800	6,989,722

1 建設改良費	△ 19,406,812	
(1)建設改良工事費		△ 18,235,944
ア 県立西宮総合医療センター（仮称）整備費		△ 9,033,999
イ 県立がんセンター建替整備費		△ 9,131,145
ウ その他		△ 70,800
(2)固定資産購入費		△ 1,206,177
(3)建設利息		35,309
2 企業債償還金	25,860	
企業債償還額精査に伴う増		
3 投資	△ 136,810	
(1)粒子線治療料貸付金	△ 57,660 (86,490 →	28,830)
(2)医師修学資金貸付金	△ 58,200 (124,200 →	66,000)
(3)看護師修学資金貸付金	△ 20,950 (71,400 →	50,450)

(2) 第 163 号議案 兵庫県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

ア 制定の理由

- (ア) 県は、兵庫県病院事業の設置等に関する条例（以下「条例」という。）において、病院の利用者から徴収する料金の額を定めている。
- (イ) 条例別表で定める料金（診療報酬を除く個別料金。以下「料金」という。）の額は課税又は非課税の区分を設けていないことから、料金を明確化し、利用者の利便性の向上を図るため、消費税が課される場合と課されない場合における料金の額を区別して記載する等所要の整備を行う。

イ 制定の概要

- (ア) 特別病室の室料について、消費税が課される場合と課されない場合における料金の額を区別して記載する（別表第 1 及び別表第 3 関係）。

【兵庫県災害医療センター、兵庫県立リハビリテーション中央病院及び兵庫県立リハビリテーション西播磨病院以外の病院の特別病室の室料の料金（別表第 1）】

		改正前	改正後
A	1 人 1 日	33,100円	30,091円（消費税が課される場合においては、33,100円）
B	1 人 1 日	18,800円	17,091円（消費税が課される場合においては、18,800円）
C	1 人 1 日	15,700円	14,273円（消費税が課される場合においては、15,700円）
D	1 人 1 日	13,600円	12,364円（消費税が課される場合においては、13,600円）
E	1 人 1 日	10,500円	9,546円（消費税が課される場合においては、10,500円）
F	1 人 1 日	8,400円	7,637円（消費税が課される場合においては、8,400円）
G	1 人 1 日	6,300円	5,728円（消費税が課される場合においては、6,300円）
H	1 人 1 日	5,200円	4,728円（消費税が課される場合においては、5,200円）
I	1 人 1 日	4,200円	3,819円（消費税が課される場合においては、4,200円）
J	1 人 1 日	3,200円	2,909円（消費税が課される場合においては、3,199円）
K	1 人 1 日	2,600円	2,364円（消費税が課される場合においては、2,600円）

【兵庫県災害医療センター、兵庫県立リハビリテーション中央病院及び兵庫県立リハビリテーション西播磨病院の特別病室の室料の料金（別表第 3）】

		改正前	改正後
A	1 人 1 日	18,800円	17,091円（消費税が課される場合においては、18,800円）
B	1 人 1 日	10,500円	9,546円（消費税が課される場合においては、10,500円）
C	1 人 1 日	8,400円	7,637円（消費税が課される場合においては、8,400円）

- (イ) 入院時食事療養料並びに健康保険法の規定に基づく厚生労働大臣の定め又は高齢者の医療の確保に関する法律に規定する療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準に掲げるものの料金で健康保険法その他の社会保険に関する法令の適用を受けない場合の料金及び健康診断の料金を徴収する場合において、消費税が課される場合における料金の額は、金額の欄に掲げる額に 100 分の 110 を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とすることを明記する（別表第 1 から別表第 3 まで関係）。

ウ 施行期日 公布の日

(3) 第169号議案 損害賠償額の決定

兵庫県立尼崎総合医療センター医療事故に係る損害賠償請求事件の損害賠償の額を次のとおり定めようとする。

ア 事件の概要

令和3年9月、路上で転倒の状態で見送られ、尼崎総合医療センターへ救急搬送された。意識障害のため人工呼吸器管理を実施。また、呼吸不全のため気管切開術を施行した。10月にリハビリ目的で転院後、状態は回復し、11月に気管孔閉鎖のため、同センターへ再入院した。

同年12月、気管孔を塞ぎ自然呼吸に切り替えたが、血中酸素濃度の低下と呼吸苦等が見られたため、閉鎖を一時延期とした。同日、昼食の配膳時は容体に異変は見られなかったが、主治医が検査目的で訪室したところ、心肺停止状態で発見された。直ちに心肺蘇生を行い、心拍再開するも、低酸素脳症により意識回復見込みなしと診断された。生体情報モニターの履歴を確認したところ、血中酸素濃度の低下を知らせるアラーム音への対応漏れ及びモニターの波形消失の見落としが判明した。

その後意識が回復することなく、令和5年2月、同センターで死亡した。

当該医療事故に関し、患者遺族と兵庫県の間で損害賠償の協議を行い、検討した結果、下記の額で和解することとした。

イ 損害賠償の額

21,500,000円

【補足説明資料】対応経過、原因及び対応策

対応経過	原因	対応策
<ul style="list-style-type: none"> • 令和3年9月、路上で転倒し、尼崎総合医療センターに救急搬送。原因不明の二酸化炭素の体内貯留による意識障害と呼吸不全が見られたため気管切開を施行。症状は改善し10月にリハビリ目的で転院。11月に気管孔閉鎖のため再入院。 • 同年12月、気管孔を塞ぎ自然呼吸に切替えたが、血中酸素濃度低下、呼吸苦等が見られたため閉鎖を一時延期。 • 同日、昼食の配膳時（12時頃）は容体に異変なし。13時頃に主治医が検査目的で訪室した際、心肺停止状態。心肺蘇生を実施し、心拍再開するも、低酸素脳症により意識障害。 • 生体情報モニターの履歴を確認したところ、①血中酸素濃度の低下を知らせる警戒アラーム音への対応漏れ、②モニターの波形消失の見落としが判明。 • その後、意識が回復することなく、同センターにて令和5年2月死亡。 	<ul style="list-style-type: none"> • 血中酸素濃度低下の警戒アラームが鳴動していたが、病室で患者対応中であつたスタッフには聞こえなかった。 • 一時的に患者対応が重なつたことにより、スタッフステーションに看護師が不在となる状況が生じ、アラーム音、モニターの確認ができていなかった。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 注意アラームが鳴り、3分間対応されない（モニター操作がない）と、自動的にアラームの重要度が上がる新たな機能を搭載。 2 適切なアラーム設定と業務引き継ぎ時における設定の確認を再徹底。 3 対応が重なつた場合においてもスタッフステーションに看護師が常駐できるよう業務調整を再徹底。 <p>※ 事故発生後、対応済み</p>

2 令和6年度関係

(1) 第26号議案 兵庫県職員定数条例及び兵庫県病院事業職員定数条例の一部を改正する条例（関係部分）

ア 概要

- (ア) 職員の定年引上げ及び兵庫県立西宮総合医療センター（仮称）開設準備に対応し、並びに高度専門医療の充実等を図るため、兵庫県病院事業職員定数条例を改正し、常時従事する職員の定数を現行 7,675 人から 7,731 人に増員する（第1条関係）。
- (イ) 兵庫県立加古川医療センターの新型コロナウイルス感染症の臨時重症専用病棟の廃止に伴い、新型コロナウイルス感染症の患者に対する医療を提供する体制を確保するために増員していた職員の定数 48 人を減員する（附則第3項関係）。

区 分	現 行①	改正後②	差引②－①
第1条	7,675 人	7,731 人	+56 人
附則第3項	48 人	0 人	▲48 人

イ 改正内容

- (ア) 定年引上げに伴う増員 [+25 人]
- (イ) 兵庫県立西宮総合医療センター(仮称)開設準備に伴う増員（令和8年度開設予定） [+9 人]
- (ウ) 診療報酬基準・医療ニーズへの適切な対応に伴う体制整備等に伴う増員 [+22 人]
- (エ) 兵庫県立加古川医療センター新型コロナウイルス感染症臨時重症専用病棟の廃止に伴う減員 [▲48 人]

ウ 施行期日

令和6年4月1日

(2) 第89号議案 公の施設の指定管理者の指定

公の施設の指定管理者を次のとおり指定しようとする。

名 称	指 定 管 理 者	指 定 の 期 間
兵庫県災害医療センター	神戸市中央区脇浜海岸通1丁目4番5号 日本赤十字社兵庫県支部 支部長 齋藤 元彦	令和6年4月1日から 令和9年3月31日まで
	<p>〔指定理由〕</p> <p>ア 災害医療センターは、高度救命救急センターとして医療を提供しており、診療内容の性格上、隣接して整備されている神戸赤十字病院を後方支援病院として、両院で緊密な連携を図りながら一体的・効率的な運用を行っている。</p> <p>イ 神戸赤十字病院の経営母体は同社であることから、災害医療センターの運営主体として最適である。</p>	

(3) 第90号議案 公の施設の指定管理者の指定

公の施設の指定管理者を次のとおり指定しようとする。

名 称	指 定 管 理 者	指 定 の 期 間
兵庫県立リハビリテーション中央病院及び兵庫県立リハビリテーション西播磨病院	神戸市西区曙町1070番地 社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団 理事長 藪本 訓弘	令和6年4月1日から 令和9年3月31日まで
	<p>〔指定理由〕</p> <p>ア 中央病院は、兵庫県におけるリハビリテーション医療の中核病院として、地域での対応が困難な高度で専門的な医療リハビリを実施するとともに、研修・研究・能力開発といった機能を持つ総合リハビリテーションセンターと一体的に整備されている。</p> <p>イ 西播磨病院は、中央病院の機能の一部を担う施設として、県内の医療機関では対応困難なリハビリテーションに対応すべく整備されている。</p> <p>ウ 両病院の運営にあたっては、福祉・医療等多岐にわたる幅広い人材や、研修等の人材育成や研究に関する専門的なノウハウが必要であるが、同法人はその要件を満たしており、また総合リハビリテーションセンターの運営主体でもあることから、両病院の運営主体として最適である。</p>	

2月定例会提出議案（条例等関係）について

【令和6年度関係】

I 第25号議案 個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例の一部を改正する条例

1 制定の理由

生活保護法（以下「法」という。）の一部改正により被保護者がマイナポータル（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号利用法」という。）附則第6条第3項に規定する情報提供等記録開示システムをいう。）上で健康診断結果等の情報を閲覧できるようになること等に伴い、外国人に対する個人番号利用事務に被保護者健康管理支援事業（法第55条の8第1項に規定する被保護者健康管理支援事業をいう。以下同じ。）の実施に関する事務を追加する。

2 制定の概要

知事が個人番号（番号利用法第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）を利用することができる事務に、外国人に対する生活保護法の規定に準じて行う被保護者健康管理支援事業の実施に関する事務を追加する。

3 施行期日

令和6年4月1日

Ⅱ 第31号議案 使用料及び手数料徴収条例等の一部を改正する条例

1 制定の理由

- (1) 介護支援専門員証の新規及び更新交付に係る費用につき、交付又は更新を受けようとする者から徴収している手数料（使用料及び手数料徴収条例別表第4の58の部(3)の款及び(4)の款）について、介護支援専門員証の発行に要する経費の状況を踏まえ、令和6年4月1日において、介護支援専門員証交付手数料及び介護支援専門員証有効期間更新手数料の改正を行う。
- (2) 健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号。以下「改正法」という。）により廃止された指定介護療養型医療施設について、なおその効力を有するとされた経過措置（改正法附則第130条の2第1項）の期限が令和6年3月31日のため、所要の整備を行う。

2 制定の概要

介護支援専門員証交付申請手数料及び介護支援専門員証有効期間更新申請手数料を次のとおり改めるとともに、指定介護療養型医療施設指定更新申請手数料を、削除する。

名 称	現 行	改正案
介護支援専門員証交付申請手数料及び介護支援専門員証有効期間更新申請手数料	1,800円	2,100円
指定介護療養型医療施設指定更新申請手数料	15,000円	削除

3 施行期日

令和6年4月1日

Ⅲ 第 34 号議案 法令の規定により条例に委任された社会福祉施設等施設の基準等に関する条例の一部を改正する条例

1 制定の理由

(1) 次に掲げる省令の一部改正に伴い、所要の整備を行う。

ア 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（以下「指定通所支援基準」という。）

イ 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（以下「指定障害児入所施設基準」という。）

ウ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（以下「指定障害福祉サービス基準」という。）

エ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（以下「指定障害者支援施設基準」という。）

オ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（以下「障害福祉サービス基準」という。）

カ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（以下「障害者支援施設基準」という。）

キ 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（以下「指定居宅サービス基準」という。）

(2) 改正前の介護保険法の規定により指定を受けていた介護療養型医療施設（以下「指定介護療養型医療施設」という。）について、当該規定がなお効力を有することとする経過措置の期限（令和6年3月31日）が経過することに伴い、所要の整備を行う。

2 制定の概要

(1) 児童福祉法関係

ア 指定通所支援基準の引用条文を改める（第4条関係）。

イ 指定障害児入所施設基準の引用条文を改める（第6条関係）。

(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律関係

ア 指定障害福祉サービス基準の引用条文を改める（第10条関係）。

イ 指定障害者支援施設基準の引用条文を改める（第12条関係）。

ウ 障害福祉サービス基準の引用条文を改める（第13条関係）。

エ 障害者支援施設基準の引用条文を改める（第16条関係）。

(3) 介護保険法関係

ア 指定居宅サービス基準の引用条文を改める（第17条関係）。

イ 指定介護療養型医療施設の基準に係る規定を削除する（第24条関係）。

3 施行期日

令和6年4月1日

IV 第 35 号議案 後期高齢者医療財政安定化基金の管理等に関する条例の一部を改正する条例

1 制定の理由

- (1) 保険料の未納及び給付費の伸びにより後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）が行う後期高齢者医療の財政に不足が生じた場合において、その財政の安定化を図るため又は保険料率の増加を抑制するため、必要な資金の交付又は貸付けを行う財源として、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、県に後期高齢者医療財政安定化基金（以下「基金」という。）を設置している。
- (2) 基金の財源は、前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令の規定により、広域連合の拠出金、県の繰入金及び国の負担金がそれぞれ3分の1ずつとされており、広域連合の拠出金の額は、2年ごとの期間における広域連合の療養の給付等に要する費用の見込額に同令の規定に基づき厚生労働大臣が定める率を標準として条例で定める割合（以下「拠出率」という。）を乗じて算定している。
- (3) このたび、(2)の厚生労働大臣が定める率が改められることに伴い、拠出率を改めるとともに、基金の残額、(1)の資金の交付及び貸付けの実績等を勘案し、令和6年度及び令和7年度についても、広域連合に新たな拠出金を求めず基金を運用することとし、所要の整備を行う。

2 制定の概要

- (1) 拠出率を100,000分の41（現行100,000分の38）とする（第2条関係）。
- (2) 令和6年度及び令和7年度における拠出率は、(1)にかかわらず、0とする（附則第3項関係）。

3 施行期日

令和6年4月1日

V 第 36 号議案 介護保険財政安定化基金の管理等に関する条例の一部を改正する条例

1 制定の理由

- (1) 介護保険財政安定化基金（以下「基金」という。）は、保険料の未納、給付の増大等により介護保険の保険者である市町に資金不足が生じた場合において、資金の交付及び貸付けを行うことにより市町の介護保険の財政の安定化を図るために、介護保険法の規定に基づき県が設置するものである。
- (2) 基金の財源の一つである市町の拠出金は、3年間の市町の介護保険事業計画の期間（以下「計画期間」という。）中に市町が標準給付費及び地域支援事業に要する費用の見込額に、介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の規定に基づき厚生労働大臣が定める割合を標準として県が条例で定める率（以下「拠出率」という。）を乗じて算定する。
- (3) 介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令の一部改正により、(2)の厚生労働大臣が定める割合が改定されることに伴い、市町の拠出金に係る拠出率を改めるとともに、令和6年度から令和8年度までの計画期間については、現在の基金の残額、交付及び貸付けの実績等を勘案し、市町に新たな拠出金を求めず基金を運用することとし、所要の整備を行う。

2 制定の概要

- (1) 市町の拠出金に係る拠出率を100,000分の32（現行100,000分の36）とする（第2条関係）。
- (2) 令和6年度から令和8年度までの計画期間における拠出率は、(1)にかかわらず、0とする（附則第2項関係）。

3 施行期日

令和6年4月1日

VI 第 37 号議案 兵庫県立女性家庭センターの設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例

第 1 制定の理由

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（以下「困難女性支援法」という。）の制定等により、婦人相談所の名称が女性相談支援センターに変更されること等に伴い、関係条例について所要の整備を行う。

第 2 制定の概要

1 兵庫県立女性家庭センターの設置及び管理に関する条例の一部改正

- (1) 引用する法律を売春防止法から困難女性支援法に、婦人相談所の名称を女性相談支援センターに、婦人相談員の名称を女性相談支援員に改める（第 1 条及び第 3 条関係）。
- (2) 兵庫県立女性家庭センターの行う業務から、要保護女子の保護更生に関する事項についての業務を削除し、同センターが行う業務に、困難な問題を抱える女性への支援に関する事項についての次に掲げる業務を加える（第 3 条関係）。

ア 困難な問題を抱える女性に関する各般の問題について、困難な問題を抱える女性の立場に立って相談に応ずること又は女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

イ 困難な問題を抱える女性（困難な問題を抱える女性とその家族を同伴する場合にあっては、困難な問題を抱える女性及びその家族。ウからオまでにおいて同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

ウ 困難な問題を抱える女性の心身の健康の回復を図るため、医学的又は心理学的な援助その他の必要な援助を行うこと。

エ 困難な問題を抱える女性が自立して生活することを促進するため、就労の支援、住宅の確保、援護、児童の保育等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

オ 困難な問題を抱える女性が居住して保護を受けることができる施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

カ 困難な問題を抱える女性の発生の予防につき、相談に応じ、並びに必要な援助及び啓発活動を行うこと。

2 法令の規定により条例に委任された社会福祉施設等施設の基準等に関する条例の一部改正

引用する法律を売春防止法から困難女性支援法に、婦人保護施設の名称を女性自立支援施設に改めるとともに、社会福祉法の規定による条例で定める社会福祉施設の基準として引用する基準を婦人保護施設の設備及び運営に関する基準から女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準に改める。

第 3 施行期日

令和 6 年 4 月 1 日

Ⅶ 第 38 号議案 兵庫県立精神保健福祉センターの設置及び管理に関する条例及び精神科病院に入院中の任意入院者の症状等の報告に関する条例の一部を改正する条例

1 制定の理由

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「法」という。）の一部改正に伴い、関係条例について規定の整備を行う。

2 制定の概要

(1) 兵庫県立精神保健福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正

兵庫県立精神保健福祉センターが行う業務のうち、精神保健及び精神障害者の福祉に関する相談及び指導を、相談及び援助に改める（第 3 条関係）。

(2) 精神科病院に入院中の任意入院者の症状等の報告に関する条例の一部改正

法の引用条文を改める（第 1 条及び第 2 条関係）。

3 施行期日

令和 6 年 4 月 1 日

Ⅷ 第 60 号～67 号議案 公の施設の指定管理者の指定

公の施設の指定管理者を次のとおり指定する。

名 称	指 定 管 理 者	指 定 の 期 間
兵庫県福祉人材研修センター	神戸市中央区坂口通 2 丁目 1 番 1 号 社会福祉法人兵庫県社会福祉協議会 会長 入江 武信	令和 6 年 4 月 1 日から 令和 9 年 3 月 31 日まで
	〔指定理由〕 (1) 「福祉人材の育成・定着」という本県の施策に沿って、社会福祉施設職員等の資質向上に資する研修や社会福祉事業者の職場研修の体制づくりへの支援などを適切に実施している。 (2) 社会福祉施設職員や福祉行政職員の体系的な研修を実施するとともに、地域の施設種別協議会や職能団体が効果的・効率的に研修を実施できるよう連絡調整を行うなど研修拠点としての役割を十分果たしている。	
兵庫県福祉センター(視聴覚障害者情報提供施設を除く)	神戸市中央区坂口通 2 丁目 1 番 1 号 社会福祉法人兵庫県社会福祉協議会 会長 入江 武信	令和 6 年 4 月 1 日から 令和 7 年 3 月 31 日まで
	〔指定理由〕 (1) 地域福祉関連事業やボランティア等への活動支援を行うなど、県の社会福祉を推進する上で中心的な役割を果たしており、今後、より一層全県拠点としての発展が期待できる。 (2) 県下の社会福祉事業者等との連携を中心的に担う団体で、当該施設の運営について、関係団体の意見等の円滑な調整、反映が可能であり、施設の利用についても偏りのない公平な取り扱いが可能である。	
兵庫県立リハビリテーションセンター	神戸市西区曙町 1070 番地 社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団 理事長 藪本 訓弘	令和 6 年 4 月 1 日から 令和 9 年 3 月 31 日まで
	〔指定理由〕 (1) 地域での対応が困難な重度障害者を対象とする高度で専門的な医療リハをはじめ、生活リハ、職業リハ等、社会復帰に必要な一貫したサービスを各施設の有機的な連携のもと提供しており、施設群を一体的に管理できる高度な専門的、技術的能力を有している。 (2) 福祉・医療等多岐にわたる幅広い人材や、研修等人材養成及び研究に関する専門的なノウハウを有している。	

兵庫県立清水が丘学園	神戸市西区曙町1070番地 社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団 理事長 藪本 訓弘	令和6年4月1日から 令和9年3月31日まで
	<p>[指定理由]</p> <p>(1) 様々な福祉施設の運営に取り組んでいることから、多種多様な人材を確保しており、また、研修等により高い技能向上を図ることができる体制となっており、児童心理治療施設に求められる高度な心理治療、生活指導等に対応できる体制が確保できる。</p> <p>(2) 学園設立時から現在まで児童心理治療施設として適正な運営を行い、入所等児童のニーズや状態に対応した心理治療、生活指導、学習指導等を行うなど、児童の自立支援に数々の実績を有し、また、様々な関連事業にも積極的に取り組んでいる。</p>	
兵庫県立こども発達支援センター	神戸市西区曙町1070番地 社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団 理事長 藪本 訓弘	令和6年4月1日から 令和9年3月31日まで
	<p>[指定理由]</p> <p>(1) 知的障害児（者）施設や兵庫県立清水が丘学園の運営に長年携わっており、その施設を利用する発達障害児への支援に関して豊富な知識と運営実績を有している。</p> <p>(2) 福祉・医療等多岐にわたる幅広い人材を有し、また、研修等を通して技能向上を図ることができることから、柔軟な発想で同センターを発展させることが期待できる。</p>	
兵庫県立福祉のまちづくり研究所	神戸市西区曙町1070番地 社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団 理事長 藪本 訓弘	令和6年4月1日から 令和9年3月31日まで
	<p>[指定理由]</p> <p>様々な福祉・医療施設の運営に取り組んでおり、本施設の管理運営に必要とされる、多岐にわたる幅広い人材や、研修等人材養成及び研究開発等に関する専門的なノウハウを有していることから、質の高い管理運営が大いに期待される。</p>	

兵庫県立障害者スポーツ交流館	神戸市西区曙町1070番地 社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団 理事長 藪本 訓弘	令和6年4月1日から 令和9年3月31日まで
	〔指定理由〕 様々な福祉・医療施設の運営に取り組んでおり、本施設の管理運営に必要とされる、多岐にわたる幅広い人材や、研修等人材養成及び研究、障害者スポーツ等に関する専門的なノウハウを有していることから、質の高い管理運営が大いに期待される。	
視聴覚障害者情報提供施設	神戸市中央区坂口通2丁目1番1号兵庫県福祉センター内 社会福祉法人兵庫県視覚障害者福祉協会 会長 大谷 武	令和6年4月1日から 令和9年3月31日まで
	〔指定理由〕 (1) 本県の視覚障害者団体を代表する全県的な活動を行う団体であり、視覚障害者のための各種協議会や研修会を開催するなど、自主的な創意工夫による様々な事業に取り組んでおり、当該施設が全県拠点施設としてさらに有効に機能していくための提案や取組が期待できる。 (2) 県の視覚障害者関係施策と密接に連携し、県から、当該施設の事業と関連する多くの事業を受託し、適切に実施している。	